



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2017年4月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

配偶者控除 150万円に

最近テレビや新聞で話題となっている「配偶者控除」の見直し。

配偶者控除とは、配偶者（妻）の年収が103万円以下の場合、世帯主（夫）の給与所得から38万円を控除し、世帯主の所得税額を少なくする仕組みのことです。その結果、年収を103万円以下に抑えようと労働時間を調整するパート労働者（妻）が多く、「103万円の壁」とも言われてきました。

今回の改正で平成30年1月から、「103万円以下」が「150万円以下」に引き上げられます。これにより、パート労働者が働きやすくするのが狙いですが、いくつか注意する点があります。

①社会保険との関係（130万円の壁）

パート労働者の年収が130万円を超えると、たとえパートであったとしても社会保険に加入しなければいけません。社会保険に加入することによって社会保険料の負担が生じ、手取り収入が減ってしまうおそれがあります。

②家族手当（配偶者手当）との関係

家族手当とは企業が従業員に対して支給する手当の1つで、妻の年収が103万円以下の場合に支給している企業が多いと言われています。家族手当の支給基準が、今回の改正と連動して150万円以下に引き上げられれば問題ありませんが、すぐに変更されるとは考えにくいです。そのため妻が103万円を超えて働いても、夫の家族手当がストップされれば、家計全体の手取り収入は減ってしまうおそれがあります。

今後の働き方にも影響を与える改正です。それぞれの家庭で状況が異なりますので、ご不明な点があれば当事務所までご相談ください。

（青山 記）

